

# 令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 障害者支援  
 施策番号: 06 - 01

## 1 基本情報

施策名	06 障害者支援	展開方向	01 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
						H29	H30	R1	R2	R3
A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	37.5	%	47.7		34.5	35.3	38.3	39.7	37.5
B サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	78.0	%	100		42.1	62.2	70.8	78.2	78.0
C 委託相談支援事業所における延べ相談回数	—	27,896	回	—		20,313	20,780	22,902	27,818	27,896
D										
E										

※指標Cは、委託相談支援事業所において、福祉サービスの利用援助や権利擁護、専門機関の紹介などの支援を行った延べ回数

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

**【健康に暮らす(保健・医療)】**  
**(目的)** 障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。  
**(成果)** ①地域の医療機関等との連携を進めるため、医療的ケア児等コーディネーターが尼崎総合医療センター(AGMC)や訪問看護ステーションなど関係機関とのカンファレンスに積極的に参加(13回)し、退院前後からの円滑な支援につなげたほか、相談支援や生活介護の事業所ネットワーク会議に県立障害児者リハビリテーションセンター(あまりハ)を招くことで、リハビリ事業の周知を図ることができた。

**【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】**  
**(目的)** 地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。  
**(成果)** ②障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和2年末の6,473人から令和3年度末は6,986人に増加(+513人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。(目標指標A)  
 ③サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、基幹相談支援センターを中心に作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。また、昨年度に引き続き、未作成者が特に多い「知的障害(日中系サービス利用者)」を主な支援対象とする委託相談支援事業所との連携を進めたこと等で、作成数は386人増加(5,062人→5,448人)し、作成率は78.0%(5,448人/6,986人)となった。(目標指標B)  
 ④支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和3年度27,896回)は依然高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を毎月開催し、各事業所の支援状況の共有やテーマ別の研修・事例検討会等を行うことで支援力の向上につなげた。(目標指標C)  
 ⑤利用計画の作成促進や複合的な課題を抱えるケースへの対応(重層的支援体制)、それらを含めた相談支援機能の強化等に向けて、あま相で計画未作成者の状況や課題等を把握・共有し、今後の進め方や委託相談支援事業所の役割等について協議を進めた。また、それら意見を基に本市における「支援困難ケース」の考え方(基準等)を一定整理し、各事業所への聞き取り等を踏まえてリスト化を進めた結果、相談支援ケース全体の1割強が支援困難に該当することが分かった。  
 ⑥指定相談支援事業所のネットワーク会議を計6回(全体会2回、テーマ別開催4回)開催し、国の報酬改定(加算の創設等)や計画作成状況の共有、医療的ケア児に係る相談支援の協力依頼等を行うほか、各事業所からのニーズを基に精神保健分野や介護保険移行期等に関する研修を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を行った。  
 ⑦尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設との協議については、10月に「あぜくら分場」の運営法人と協議し、今後、建物譲渡と敷地売却を前提とした現地建替を検討していくことで合意が得られた。また、「あいあい分場」については、10月に利用者家族への説明会を開催したほか、12月には運営法人において利用者へのアンケートを実施したことで、意向確認等を進めることができた。  
 ⑧機器や用具の機能向上等に伴い、従前から日常生活用具の給付品目の追加等について要望を受けているため、近隣市の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付実績の分析や各品目の市場価格の把握を行うなど見直しに向けた検討を進めた。  
 ⑨新型コロナウイルス感染症への対応については、昨年度から継続して、陽性者等が発生した事業所のサービス継続に係るかかり増し経費の助成事業を始め、濃厚接触者等の在宅支援や一時受入れに係る市独自事業を実施し、対象となった事業所と密に連絡・調整を図りながら、コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に努めた。  
 ⑩介護従事者へのコロナワクチン優先接種については、6月に市内のサービス事業所への事前調査を実施し、その結果を基に接種会場の確保と予約システムの導入・運用を進めるなどして、概ね700人の従事者への早期接種につなげた。  
 ⑪医療機関や集団接種会場での接種が困難な重度障害のある人への優先接種については、8月に市内の生活介護事業所への事前調査を実施し、その結果を基に保健所で接種医やワクチンを確保しながら、6事業所に対して職員が直接訪問し対象者の接種につなげた。  
 ⑫障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価手法等の見直しについては、コロナ禍の影響や次期総合計画との整合性を図る必要等が生じたため、障害者福祉等専門分科会を始めとする各会議体の開催内容やスケジュールを変更し、本格的な検討は次年度へ延期することとしたが、現行の「評価・管理シート」や当該計画に係る今後の施策展開等についての意見聴取を進めた。  
**(課題)** ②③利用計画の作成数は着実に増えているものの、特に障害児通所支援や就労継続支援の新規利用が大幅に伸びているため、全体の作成率は8割弱に留まっている。  
 ④⑤今回整理を進めた支援困難ケース全体(約900人)の状況を分析した結果、概ね3/4は委託・指定相談支援事業所による支援が入っているものの、残る1/4は相談支援事業所につながっていないため、早期の状況把握と対応が求められる。  
 ⑦対象2施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転策を整理していかなければならない。  
 ⑧これまでも国通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しまでは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。  
 ⑨⑩⑪変異株の流行などコロナの感染状況等の変化に伴い、必要な支援や対応等も変わっていくため、事業所の支援体制の維持・確保やワクチン接種等にあたっては、引き続き柔軟かつ丁寧な対応が求められる。

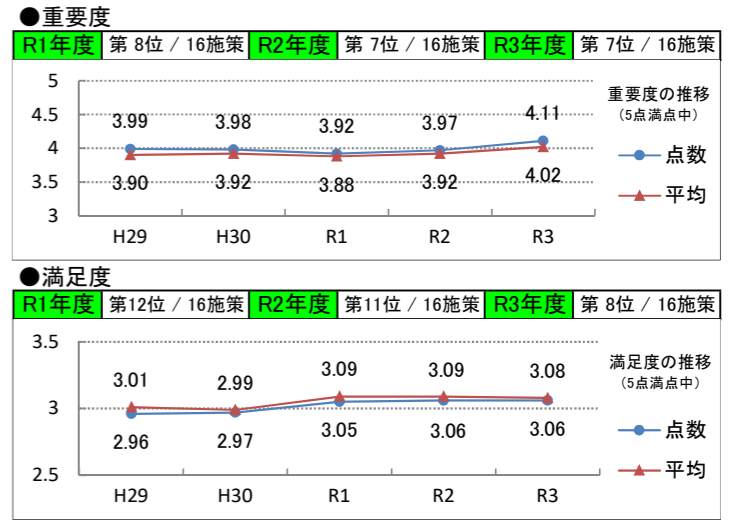
## 3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和3年度 主要事業名	
1	濃厚接触者等在宅支援提供事業
2	要介護者一時受入事業
3	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業
4	
5	

令和2年度 主要事業名	
1	障害者(児)相談支援事業
2	
3	
4	
5	

## 4 市民意識調査(市民評価)



## 6 評価結果

評価と取組方針

・サービス利用者の大幅な増加により、新たな支給決定者数に対する利用計画の作成率は100%に至らなかった。その結果、依然として全体の作成達成率は8割弱に留まっており、目標の早期達成に向けた対策が必要である。

・利用計画の作成率の更なる向上にあたっては、引き続き未作成者の状況や作成にあたっての課題等について協議を進め、より効果的な取組となるよう運用面も工夫しながら進めていく。

令和4年度の取組

**【健康に暮らす(保健・医療)】**  
 ①コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」に、新たにあまりハ等をメンバーに加えて再開し、各機関の支援体制・内容や今後の課題等について協議を進めるとともに、各サービス事業所のネットワーク会議等において、それら支援状況や地域の医療機関等との情報共有の場を積極的に設けていくことで、地域の保健医療体制の充実につなげていく。

**【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】**  
 ②～⑥利用計画の作成促進や相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続しつつ、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っていくよう、引き続きあま相においてリスト化した支援困難ケースや対応状況の精査を進めていく。また、その内容等を踏まえながら、当該リストの活用方法や各支援機関の役割、新たな対応策について協議・検討していく。なお、これら支援困難ケースの中には、障害分野だけでは対応が困難な複雑・複合化した課題を抱えるケースもあるため、重層的支援体制における支援や対応についても検討を進めていく。  
 ⑦対象施設の機能移転に向けては、引き続き法人の意向や運営状況、各施設利用者の状況等も十分に考慮しつつ、土地や建物の条件等も踏まえて関係部局等との協議・調整を進め、具体的な機能移転策をまとめていく。  
 ⑨⑩⑪コロナが収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、引き続き感染状況に応じた柔軟な対応に努め、既存施策の着実な実施と事業所への迅速かつ丁寧な調整等に取り組んでいく。  
 ⑫障害者計画・障害福祉計画の「評価・管理シート」については、次期総合計画を始め、関連する行政計画の取組や整合性を意識しながら、引き続き、障害者福祉等専門分科会や自立支援協議会、手話言語条例施策推進協議会等で進捗管理や評価の手法等についての意見を伺いながら、より効果的・効率的な運用へと見直しを進めていく。

主要事業の提案につながる項目

**【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】**  
 ⑧日常生活用具については、給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせた給付品目や公費負担限度額となるよう整理するとともに、当事者団体等とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めていく。

# 令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 障害者支援  
 施策番号: 06 - 02

## 1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	02	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり
主担当局	健康福祉局				

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 市内のグループホームの定員数	↑	552	人	741	381	413	453	497	552
B 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	—	233 (H29~R3平均)	人	—	222	223	269	262	190
C 委託就労支援機関を通じた就労者数	↑	34 (H29~R3平均)	人	54	35	54	31	27	24
D 障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	↑	17	回	25	8	10	16	15	17
E 身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	↑	28,742 (R1)	人	41,848	32,820	35,011	28,742	13,921	12,644

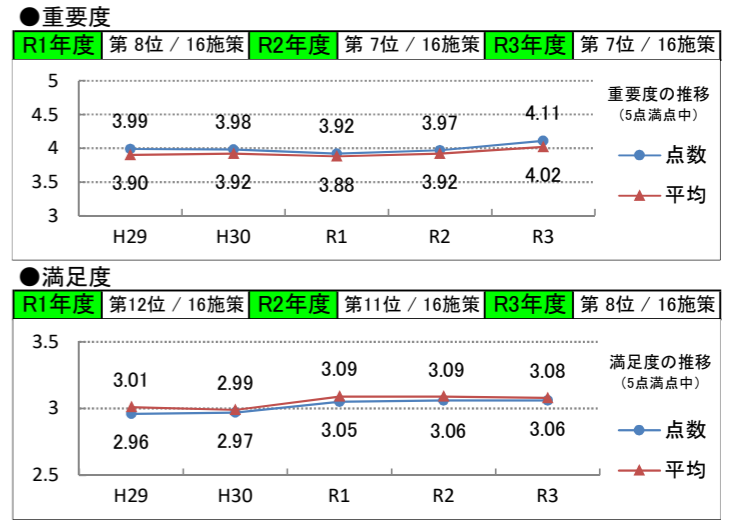
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)	
<b>【育つ・学ぶ(療育・教育)】</b>	<p><b>(目的)</b> 障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。</p> <p><b>(成果)</b> ①児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和2年度の1,494人から令和3年度は1,822人と大幅に増加しており、療育や訓練等の必要な支援につなげている。(参考:令和3年度末における障害児通所支援全体の支給決定者数2,316人)</p> <p>②発達障害に係る相談について、委託相談支援事業所等における相談者数はやや減少したが、発達障害の認知の広がりやサービスニーズの高まりに伴い、子どもの育ち支援センター(いくしあ)における相談は増加しているため、業務連携フローや通所事業所のリストを活用して療育機関への円滑な引継ぎを行うとともに、連携会議で当該ツールや連携状況等の評価・検証を進めた。(目標指標B)</p> <p>③障害児通所支援の適正給付と質の向上については、コロナ禍の影響等もあり、事業所への実地指導や連携マニュアル等の周知・啓発は見合わせたが、事業所が抱える課題や支援状況等の把握・共有に向け、自立支援協議会「あまっこ部会」において、市内で有志による連絡会を運営する事業所(5か所)と意見交換を行うほか、市内の全事業所を対象とした交流会の開催企画を進めた。</p> <p>④医療的ケア児への適切な支援に向けては、コロナ禍により部会の再開は見合わせた。医療的ケア児等コーディネーターが対象児のリスト管理や自宅訪問による生活状況の把握(20名)を進めるほか、支援機関のカンファレンスにも積極的に参加し支援にあたった。</p> <p><b>(課題)</b> ①②③指定事業所や利用者が大幅に増加しているため、実地指導の実施や事業所との連携の場が強く求められている。</p>
<b>【働く(雇用・就労)】</b>	<p><b>(目的)</b> 一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、さまざまな働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での賃金向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。</p> <p><b>(成果)</b> ⑤委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。また、就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに応えてきている。(目標指標C)</p> <p>⑥市役所における障害者雇用として、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」において7人を雇用し、一般就労へのステップアップ等に取り組むとともに、「障害者就労チャレンジ事業」でも14人を短期雇用し、就労実習を行った。</p> <p>⑦コロナ禍で生産活動が停滞し減収している就労継続支援事業所(3か所)に対して、活動の再起に必要な事業経費の補助を行った。また、障害者就労施設の受注機会の拡大に向けては、コロナ禍で企業イベント等の中止が多かったが、庁内販売「尼うえるフェア」を中心に物品等の販売会を計17回開催するほか、共同受注の支援により発注企業(15社・19件)から19施設への契約に結び付けた。(目標指標D)</p> <p>⑧令和3年12月に兵庫県での「行財政運営方針の見直し(一次案)」が出され、小規模作業所の県補助金が令和4年度から段階的に減額されて、令和7年度で廃止されることとなったため、今後の本市の対応について協議を進めた。</p> <p><b>(課題)</b> ⑤⑥就労系サービス事業所が依然増加傾向にあるなど、市内に障害者就労の場や機会が充足してきたことで、市役所での障害者就労チャレンジ事業においては一般就労に向けた実習ではなく、主に就労意欲の喚起を目的とした利用が大半を占めている。</p>
<b>【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】</b>	<p><b>(目的)</b> 地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、さまざまな生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。</p> <p><b>(成果)</b> ⑨市内グループホームの定員数については、新規開設サポート事業で8ホーム(定員32人)に開設経費の一部を助成するなどして、令和2年度の497人から令和3年度は552人と着実に増加(+55人)している。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備については、コロナ禍の影響等で予定より遅れたものの、令和4年4月から開設できるよう整備法人と調整等を進めた。(目標指標A)</p> <p>⑩グループホームの整備促進に向けては、今後の整備方針を策定するため、前年度に実施した市内障害者団体へのアンケート調査に加えて、令和3年度は「リレくらしサポートセンター」を通じて市内事業所(24か所)にアンケート調査を行い、利用状況等の把握を進めた。</p> <p>⑪新たに生活介護事業所のネットワーク会議を設置・開催し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等の取組を進めた。</p> <p>⑫視覚障害のある人の外出を支援する「同行援護」については、当事者団体等との協議を進め、運用(基準)の変更案をまとめた。</p> <p><b>(課題)</b> ⑩市内事業所への調査結果をみると、多くのホームで利用者の重度化・高齢化が進み、その対応に課題を抱えている。</p>
<b>【地域でつながる(生涯学習活動)】</b>	<p><b>(目的)</b> 地域で行われるさまざまな催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。</p> <p><b>(成果)</b> ⑬尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)に基づく「身体障害者福祉会館」の移転については、当該会館の指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の役員や会員を始め、施工業者や移転先(教育・障害福祉センター)の関係者等との協議や連絡調整を丁寧に進め、令和4年1月に改修工事を完了した。(目標指標E)</p> <p>⑭東京パラリンピックへの機運を醸成するための記念イベントとして、記念公園総合体育館や身体障害者福祉会館、尼崎城にて、聖火ピジットやバラスポーツ体験会、バラスポーツのパネル展示等を実施した。事業を通じて、障害者スポーツの普及啓発や共生社会の実現に向けた理解促進に取り組んだ。</p>

## 3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	障害者小規模作業所の法内施設への移行支援及び補助金の見直し(障害者小規模作業所運営費等補助金)
2	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化(身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業)
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	身体障害者福祉会館移転事業
2	
3	
4	
5	

## 4 市民意識調査(市民評価)



## 6 評価結果

評価と取組方針
<p>・障害児通所支援を始め、大幅に増加するサービス事業者への指導監査等については、事業者等の負担軽減と監査等の質の向上につなげていけるよう、より効果的かつ効率的な手法へと改善を図る。</p> <p>・重度化・高齢化が進む障害のある人の地域生活の支援に向けては、グループホームの更なる整備に取り組むこととあわせて、在宅生活の維持を希望する人のニーズへの対応についても検討を進めていく。</p> <p>・小規模作業所の法内施設への移行にあたっては、作業所や利用者の意向等を尊重しながら、より最適な時期に円滑に移行できるよう支援していく。</p>

令和4年度の取組
<p><b>【育つ・学ぶ(療育・教育)】</b></p> <p>①②③適切な発達支援の提供に資するため、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえつつ、市立の児童発達支援センター等の役割や機能の再整理を進めるとともに、障害児通所支援の事業所間や障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と当該事業所間の連携強化に向けて、「(仮称)障害児通所支援事業所ネットワーク会議」の設置を検討していく。また、障害児通所支援事業所への実地指導に取り組んでいく。</p> <p>④医療的ケア児への適切な支援に向けては、引き続きOJTによる人材育成に取り組むとともに、「医療的ケア児支援部会」を再開し、現在の支援体制や状況等を基に、病院や診療所、訪問看護ステーション等と必要な支援やサービス提供体制等について協議を進めていく。</p>
<p><b>【働く(雇用・就労)】</b></p> <p>⑤⑥⑦障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、委託就労支援機関の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。また、現在は一般就労(就労移行支援)を中心に開催している「就労支援ネットワーク会議」の運用方法を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や販路拡大等に関する課題についても協議していく。なお、「ハートフルオフィスup×3」については雇用枠を9人に増員し、毎年3人程度の入れ替りを想定して、計画的に採用していく。</p>
<p><b>【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】</b></p> <p>⑧同行援護の運用変更については、令和4年4月に利用者・事業者向けの説明会を開催するなど視覚障害のある人に対して丁寧な周知等に努めるとともに、支給決定基準(ガイドライン)等を整理して、新たな運用を開始していく。</p>
<p><b>【地域でつながる(生涯学習活動)】</b></p> <p>⑬移転後の会館の周知や活用に向けては、市報等への掲載に加え、自立支援協議会や市内障害者団体等を通じて他の障害種別の方等にも幅広く利用してもらえるよう周知を図るとともに、コロナ禍で休止していた「自発的活動支援事業」を再開し、その活動場所として提案するなど積極的な会館利用を促していく。</p>
主要事業の提案につながる項目
<p><b>【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】</b></p> <p>⑨⑩グループホームの整備促進に向けては、引き続き既存事業を有効に活用するとともに、各調査結果を基に今後の整備方針を策定し、「日中サービス支援型グループホーム」の更なる整備を検討していく。あわせて、グループホーム利用者の重度化・高齢化にも対応していく必要があるため、指定事業所ネットワーク会議で調査結果の共有や意見を伺いながら、既存ホーム等のバリアフリー(大規模)改修等に係る経費助成や「日中サービス支援型グループホーム」の運営の評価等についても協議・検討を進めていく。</p>
<p><b>【働く(雇用・就労)】</b></p> <p>⑭県補助金が廃止される令和7年度までに、市内の小規模作業所(4か所)や利用者との協議を進め、法内施設(地域活動支援センター、就労継続支援B型)等への円滑な移行を促進するなど、利用者の社会参加機会の維持・継続に向けて支援していく。</p>

# 令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 障害者支援  
 施策番号: 06 - 03

## 1 基本情報

施策名	06 障害者支援	展開方向	03 ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 障害者差別解消法の認知度	↑	34.2	%	50.0	—	—	—	—	34.2
B 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	45	人	70	39	62	56	46	45
C 合理的配慮を知らない職員の割合	↓	36.0	%	0	—	—	51.0	37.9	36.0
D									
E									

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

**【安全に暮らす(安全・安心)】**  
 (目的)災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。  
 (成果)①障害のある人への災害支援に向けては、個別支援計画の段階的な作成対象者の考え方を整理するにあたり、「あまがさき相談支援連絡会」において、障害福祉分野の中核支援機関との意見交換を進めた。また、自立支援協議会「あまのくらし部会」において、模擬避難所体験会の開催企画を進めたほか、コロナ禍での困りごとやそれに対する配慮・対応をまとめ、災害時にも活用できる取組等の共有を図った。②障害のある人の災害時の情報取得につながるよう、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「自火報光警報補助装置」の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。

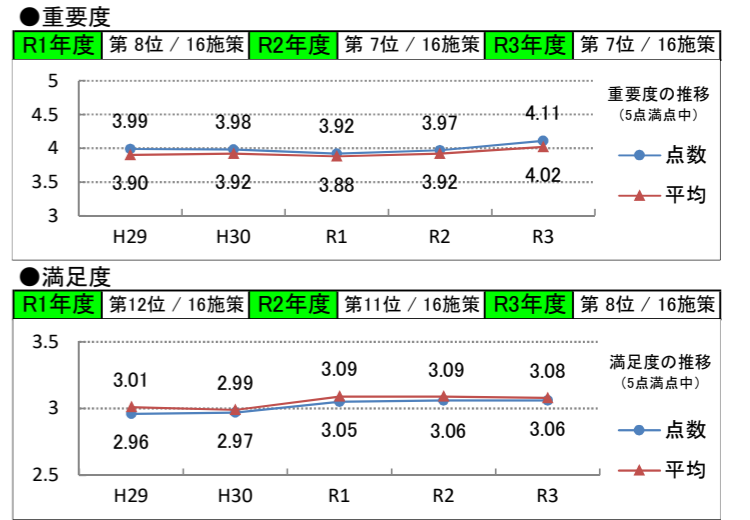
**【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】**  
 (目的)障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。  
 (成果)③障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和3年度通報・相談件数36件。うち、虐待認定1件)。また、国の報酬改定により、令和4年度から全てのサービス事業所に「虐待防止委員会」の設置等が義務付けられるため、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活)の参加事業所に加えて、障害児通所支援事業所も対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や今後必要となる対応等の周知・啓発を進めた。  
 ④「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」はコロナ禍での影響を考慮し、分散型かつ小規模の開催とし、創意工夫のもと様々なコンテンツ(声のないお店やミーツ新喜劇など)を実施した。イベント当日だけではなく、企画段階から福祉や障害について考える機会や障害のある人が参加活躍できる場を創出し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人を巻き込み実施している。  
 ⑤障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、相談対応事例の共有や啓発パンフレットの効果的な活用等について協議を進めた。(目標指標A)  
 (課題)④「ミーツ・ザ・福祉」は提案型事業委託制度を活用することで発展的な実施を継続しているが、同制度は原則3年間を上限とした制度で令和4年度が再提案の最終年度となるため、令和5年度以降もこれまでの成果等を活かした事業継続が可能となるよう、委託事業者を選定していかなければならない。  
 ⑤障害者差別解消法の認知度は依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。

**【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】**  
 (目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続きなどを支える。  
 (成果)⑥意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努めた。なお、令和3年度の養成講座修了者数は全体で45人であった。(目標指標B)  
 ⑦手話の普及等に向けては、市民向け講座の案内や普及啓発用の動画を本庁舎で流すほか、子ども向け講座の参加条件の見直しや広報を工夫したことにより、市民等向け啓発講座全体(2講座9回)の参加者数は97人と大幅に増加した。また、市内の聴覚障害者団体にも意見を伺いながら、「きこえないってどんなこと」をテーマとした人権教育啓発用リーフレットを作成し、教育機関等に配布することで一層の理解と啓発につながった。  
 ⑧コロナ禍における情報支援の取組として「遠隔手話サービス」の運用を開始しているが、医療機関等において手話通訳者の同行を断られるような事例が生じなかったため、実際の利用までは至らなかった。また、本庁舎と身体障害者福祉センターに設置した点字プリンターを活用し、コロナワクチンの接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書として作成・送付することで、点字表示による発送希望者やその家族等の情報取得のしやすさにつながった。  
 ⑨障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「音声情報装置」や「フリーWi-Fi」等の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。また、障害の種類等によって必要な施設機能や配慮等が異なることから、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の肢体部、聴力部、視力部のそれぞれと丁寧に協議や説明を行い、移転後の会館に設置する情報支援機器等の調整と整理を進めた。  
 ⑩市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や希望制の手話研修を継続して開催するほか、障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的配慮に係る研修や掲示板を活用した啓発活動、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の事業活動等により、合理的配慮を知らない職員の割合は改善してきている。(目標指標C)  
 (課題)⑥意思疎通支援者養成講座の修了者数は一定維持しているものの、依然として派遣登録者数は増えない状況が続いている。  
 ⑦コロナ禍での影響もあったが、事業者向け講座等は依然として参加者数が少なく、より効果的な開催や広報の手法等を検討していかなければならない。

## 3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化(身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業)
2	
3	
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

## 4 市民意識調査(市民評価)



## 6 評価結果

評価と取組方針

・新たな身体障害者福祉会館における、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能を活用した今後の事業展開については、当事者ニーズに即した取組となるよう検証していく。

・職員のキャリア形成や資質の向上に向け、福祉事業所等の職務を経験する短期インターン研修の実施に向けて検討していく。

・市職員の障害への理解・啓発に向けて新たに作成した「職員ハンドブック」については、職員が有効に活用していけるよう一層の周知に取り組む。また、合理的配慮を知らない職員の傾向を分析し、目標達成に向けた効果的な対応を検討していく。

令和4年度の取組

**【安全に暮らす(安全・安心)】**  
 ①②移転後の会館については、併設する身体障害者福祉センターと同様に、福祉避難所として指定・運用していけるよう、指定管理者等との協議・調整を進めていく。また、情報支援に係る各種機器を設置した移転後の会館機能も活用しながら、「あまのくらし部会」の取組を始め、災害支援に係る各種研修や自主活動等を推進していく。

**【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】**  
 ③虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、各事業所ネットワーク会議で、引き続き「虐待防止委員会」の設置等についての研修を実施していく。  
 ④「ミーツ・ザ・福祉」については、障害のある人となない人の交流の促進や相互理解を深めるとともに、更なる付加価値を生み出し、より良いイベントへとつなげていけるよう、引き続き、事業の企画過程における実行委員会や市民等との協働に取り組む。また、これまでの成果や課題等を振り返りつつ、新たな委託事業者の選定を行う。  
 ⑤障害者差別解消法や各制度の周知・啓発に向けては、啓発パンフレットの学校等への配布や市政出前講座を実施するとともに、引き続き協議会において、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法や、今後3年以内に施行される改正法の民間事業者への周知方法等について協議していく。

**【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】**  
 ⑦手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サークルなど)やSNS等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き協議会において、効果的な講座開催等について協議していく。  
 ⑧市が発出する通知等の点字化を進めていくため、簡単な点字作成マニュアルを整備し関係部局に周知を図るなど、点字プリンターの更なる活用を促していく。  
 ⑨身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイドラゴン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(プレクストーク)」、「視覚障害者総合情報ネットワーク(サピエ)」など情報支援に係る各種機器を設置することで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を図っていく。また、併設する身体障害者福祉センターを含めて、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすくなる施設運用等に取り組んでいくことで、情報支援にも配慮した活動拠点としていく。  
 ⑩市職員の障害への理解・啓発に向けては、差別解消に関する各種制度や「職員対応要領」等を新任課長や新採職員に対する必須研修として継続していくとともに、合理的配慮に係る研修については、所属長以外にも対象を広げて実施していく。また、日々の業務の中で心がけるべき内容や具体例をまとめた職員ハンドブックを作成し、周知することを通じて、意識や対応力の向上を目指していく。

主要事業の提案につながる項目

**【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】**  
 ⑥意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けて、支援者(手話通訳・要約筆記など)の派遣単価の引上げなど処遇面の改善や養成講座修了者の派遣登録を促すための取組等について検討していく。